

令和 7 年 4 月 2 5 日
此 花 区 役 所

此花区役所保健福祉課（子育て教育）における一般事務補助業務に従事する

会計年度任用職員（パートタイム）募集要項

1 募集人数

1 名

2 業務内容

一般事務補助業務

書類作成、書類点検、帳票整理業務、書類発送補助業務など

3 応募資格

書類点検・資料整理など一般的な事務作業のできる方。年齢、性別は問いません。

ただし、地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当する方、採用日において過去 2 ヶ月以内に本市において雇用された方は応募できません。

【地方公務員法第 16 条（抜粋）】

（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 任用期間

令和7年6月1日から令和7年7月31日まで

5 勤務条件等

(1) 勤務時間・日数

午前9時00分から午後3時45分（休憩45分）

週5日30時間

(2) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 勤務場所

大阪市此花区春日出北1-8-4 此花区役所保健福祉課
（此花区役所 1階）

(4) 報酬等

報酬（月額）	7,853 円
--------	---------

※上記の他に通勤手当が支給されます。

※上記報酬は、募集時点のものですが、給与改定等により採用時には変更されることがあります。

(5) 社会保険

雇用保険のみ適用

(6) 服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- ・営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

(7) その他

受験資格がないこと並びに申し込みの内容及び受験提出書類等に虚偽の有ることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

6 選考方法

口述(面接)試験

7 選考日時及び選考会場

日時：令和7年5月20日（火曜日）午前10時00分開始（午前9時50分集合）

場所：此花区役所内

詳細な時間・場所は、「受験案内」により通知します。

8 申込方法

次の書類等を持参または郵便等で送付してください。

※次の書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

(1) 此花区役所保健福祉課（子育て教育）における一般事務補助業務に従事する会計年度
任用職員（パートタイム）採用申込書 1通

※過去3カ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※採用申込書は本市所定の様式に限ります。

(2) 申し立て書 1通

※申し立て書は、本市所定の様式に限ります。

※記載内容に虚偽が判明した場合は、合格を取り消します。

(3) 「受験案内」送付用の定形封筒（長形3号） 1通

※「受験案内」を返送しますので、送付を希望する宛先を記載の上、110円切手を貼付してください。（切手が貼付されていない場合は、発送しません。）

9 採用申込書の受付期間等

(1) 持参する場合

ア. 申込み期間

令和7年4月25日（金曜日）から令和7年5月9日（金曜日）まで

（土曜日、日曜日、祝日を除く）

午前9時から午後5時30分まで

イ. 申込書受付場所

〒554-8501 大阪市此花区春日出北1-8-4

此花区役所保健福祉課（子育て教育）

(2) 郵便等で送付する場合

ア. 申込み期間

令和7年5月9日（金曜日）まで（当日必着）

※「会計年度任用職員採用申込書等在中」と朱書きした封筒に入れて、送付してください。

イ. 申込書送付先

上記（I）イと同じ

10 受験案内の送付

面接の時間等の詳細については、令和7年5月14日（水曜日）までに送付する受験案内により受験者本人あてに通知します。

なお、令和7年5月15日（木曜日）までに受験案内が届かない場合は以下の問い合わせ先に連絡してください。

11 結果の発表

合否については、令和7年5月26日（月曜日）頃、受験者本人あてに送付します。

なお、受験者本人以外にはお知らせできません。

12 その他

- ・この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- ・受験に際して大阪市が収集した個人情報や職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。
- ・集合時間から30分以上遅刻した場合は受験できません。
- ・合否に関するお電話でのお問い合わせには応じられません。

13 問い合わせ先

此花区役所保健福祉課（子育て教育）

〒554-8501 大阪市此花区春日出北1-8-4

電話：06-6466-9558 ファックス：06-6462-2942